

## 安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル審査要領

### 1. 目的

この要領は、安芸市が実施する安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル（以下、「プロポーザル」という）の審査について必要な事項を定める。

### 2. 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 定量的事項に係る審査 (15点)
- (2) 定性的事項に係る審査 (85点)

### 3. 審査方法等

安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、「安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル実施要領」に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

#### (1) 日程・場所

日程：令和8年7月6日（月）（予備日7月10日（金））

場所：安芸市役所内

#### (2) 審査委員会におけるプレゼンテーション

- ①プレゼンテーションには、原則として契約締結後に業務責任者になる予定の者の出席を必須とし、出席者は説明者（パソコン操作員等）を含め3名以内とする。
- ②プレゼンテーションの場所・時間については、開催通知にて通知する。
- ③プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、計30分以内とする。
- ④プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

#### (3) 実施方法

プレゼンテーション実施方法については、令和8年6月18日（木）の参加資格結果通知以降において、本市と個別相談の上、下記の方法により実施する。

#### 【対 面】

- ①スクリーン、プロジェクター、パソコン用スピーカー等を健康介護課が準備する。その他については、事業者が準備すること。

#### (4) 審査方法

- ①各審査委員は、各参加者のプレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査項目」の内容に基づき審査を実施する。
- ②すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ③各審査委員の各評価項目を合計した評価点が、最も高い者を第1位に、2番目に高い者を第2位とし、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。  
第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、企画提案書③「適切な事業手法の選定について」の評価点が高い方を「候補者」として選定する。
- ④参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は候補者として選定する。
- ⑤審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

**提案内容の評価**

- ①提案内容の評価については、企画提案内容（企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング内容）をもとに、審査委員が採点した得点の合計点とする。
- ②見積書及び内訳書については、提出された見積書及び内訳書をもとに、次の算定式に基づき、事務局において採点する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（5点）} \times \text{全体の最低提案額} \div \text{当該提案額}$$

※小数点以下の端数が生じた場合は、少数点以下を四捨五入する。

**提案内容**

100点満点

審査区分	評価項目	評価の着目点	配点
定量的事項に係る審査	参加者の実力	PPP/PFI 手法における民間活力導入可能性調査に関連した同種又は類似業務の受注実績	5
	担当チームの能力	管理技術者が本業務と同種又は類似業務の実績を有しているか	10
定性的事項に係る審査	業務の実施方針と業務工程について	業務の遂行に対して、実施方針が明確で、具体的かつ実現可能な事業工程となっているか	20
	民間事業者の意向調査について	本事業に参画が想定される民間事業者への意向把握、参画可能性等を調査、分析する手法について提案力を有しているか	30
	適切な事業手法の選定について	最適な事業スキームの選定を行うため、官民役割分担やリスク分担、法規制等を調査、分析する手法について提案力を有しているか	30
	見積価格の妥当性	委託限度額以内であるか。 妥当な提案価格か。	5